

◇ 判例研究 ◇

## 個人識別情報の漏えいによる不法行為の成否

——ベネッセコーポレーション個人情報漏えい損害賠償請求事件——  
(最高裁平成29年10月23日判決判タ1442号46頁)

中山 布 紗\*

### 【事実の概要】

Y（被告・被控訴人・被被告人）は、通信教育、模擬試験の実施等を目的とする株式会社である。X（原告・控訴人・被控訴人）は、Yに対し、Xの子であるAの氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、Aの保護者としてのXの氏名（以下これらを「本件個人識別情報」とする）を提供し、これらはYの顧客情報としてYのデータベースに登録された。

Yの顧客情報を管理するデータベースのシステム（以下「本件システム」とする）開発、運用は株式会社Bに委託していたところ、Bの業務委託先従業員であるCが、Yのデータベースから、延べ約2億1639万件の顧客等の個人情報を不正に持ち出し、これら個人情報の全部又は一部を名簿業者3社に対して売却した。本件個人情報は、遅くとも平成26年6月27日までにYの外部に漏えいした。

Xは、Yの過失により、本件個人識別情報が漏えいし、これにより精神的苦痛を被ったとして、Yに対し、不法行為に基づき慰謝料10万円等の支払いを求めた。

第1審は、Xの氏名の情報が漏えいした事実を認めたが、Yの過失を基礎づけるに足りる具体的事実の主張立証がないことから、YがXに対して

---

\* なかやま・ふさ 立命館大学大学院法務研究科教授

不法行為を負うと認めることはできないとして請求を棄却した。Xの控訴に対し、原審は、まず、「Xの氏名、郵便番号、住所、電話番号およびその家族である未成年者の氏名、性別、生年月日」という個人識別情報が漏えいした事実を認定した。そして、個人識別情報が漏えいすると、通常人の一般的な感覚に照らして、不快感のみならず、不安を抱くことがあると認めつつも、「不快感や不安を抱いただけでは、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない」とし、本件においては、本件漏えいによって、Xが迷惑行為を受けているとか、財産的な被害を被ったなど、不快感や不安を超える損害を被ったことについて主張立証がないことから、Yの過失を判断するまでもなくXの損害賠償請求は理由がないとして控訴を棄却した。Xが上告受理申立てを行った。

#### 【判 旨】 破棄差戻

最高裁は、本件において漏えいした個人識別情報が、「Xの子で未成年者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号並びに子の保護者としてのXの氏名といったXに係る個人情報」であるとした上で、以下のとおり判示した。

「本件個人情報は、上告人のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるところ（最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）、上記事実関係によれば、本件漏えいによって、上告人は、そのプライバシーを侵害されたといえる。」

「しかるに、原審は、上記のプライバシーの侵害による上告人の精神的損害の有無及びその程度等について十分に審理することなく、不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたものである。そうすると、原審の判断には、不法行為における損害に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記の点について審理を尽くさなかった違法があるといわざるを得ない。」

「以上によれば、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明ら

かな法令の違反がある。論旨は、この趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件漏えいについての被上告人の過失の有無並びに上告人の精神的損害の有無及びその程度等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。」

## 【研究】

### 1 はじめに

本判決は、氏名、住所、電話番号等の個人識別情報が、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となることを後掲⑦判決を引用しつつ肯定し、事実関係に照らし、個人識別情報の漏えいがプライバシーの侵害にあたることを認めた。本判決は、企業等の管理するサーバコンピュータシステムに登録されていた個人識別情報の漏えいがプライバシーの侵害にあたることを最高裁としてはじめて肯定した。

### 2 先例・学説

#### 1) 個人識別情報とプライバシー

先例において、後掲⑦判決が出されるまで、氏名、住所、電話番号等の個人識別情報は、「秘匿の必要性が必ずしも高いとはいえない」ものの、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるために、公開された情報が、(イ)私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること、(ロ)一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、公開を欲しないであろうと認められる事柄であること、(ハ)一般の人々に未だ知られていない事柄であることという、①東京地判昭和39・9・28判時385号12頁（「宴のあと」事件）で打ち出された三要件を充足することが必要であった<sup>1)</sup>。

---

1) 国賠事件であるため、本文において取り上げなかった以下の事件においても、個人識別情報がプライバシーにかかる情報であり法的保護に値するとされている。松山地判平成15・10・2判時1858号134頁とその控訴審高松高判平成16・4・15判タ1150号125頁は、

② 東京地判平成 2・8・29 判時1382号92頁は、マンションを販売した業者が、マンション購入申込書に記載された購入者の勤務先及び電話番号をマンションの管理を委託する予定の会社に本人に無断で開示した事例において、勤務先や電話番号は「自らが、勤務先を知られても差し支えなく、あるいは連絡をとられても差し支えないとする者を除き、それ以外の一般の第三者には、自分がどのような職業を持ち、どのような仕事先で働いているかを知られたいと欲することは、決して不合理なことではないし、勤務先に、一般の第三者から、予期せぬ電話等を受けたくないと欲することも、また同様に保護されるべき利益である」としつつ、「プライバシーの権利は、……自己に関連する情報の伝播を、一定限度にコントロールすることをも保障することをその基本的属性とするもの」として、私生活上の事柄としての性格を併せもち、「原告において当初から一貫して秘匿の意図を有していたものとみられ、一般人の感受性を基準にして、原告の立場に立った場合、公開を欲しない事柄であり、かつ、一般の人に未だ知られていない事柄に該当する」として、プライバシーとして法的に保護された利益であることを認めた。

---

ㄨ 住民投票条例制定請求において条例制定請求代表者から署名収集の委任を受けた原告らが、その氏名等の個人識別情報を記載された署名収集委任届出書を市情報公開条例に基づき市長により公開されたことに対し、プライバシーが侵害されたとして市と市長を被告として国家賠償請求した事例において、①判決の三要件に依拠しつつ、「現代においては、氏名、住所等の情報の利用による弊害が生ずる危険が少なからず存しているから、かかる弊害を除去し、個人の私生活上の平穏や人格の自律を確保するため、これらの情報がみだりに公開されないとすべき要請は高い」等として、個人識別情報がプライバシーとして保護されるべきであると判示した。また、札幌地裁平成 17・4・28 判自268号28頁は、原告を被疑者とする事件の捜査を担当していた北海道警所属の巡査が、職場でも使用していた私有パソコンを自宅に持ち帰りインターネットに接続した際、ウイルスに感染したことにより、原告の個人識別情報をはじめとする捜査情報が外部に流出し、一般人に閲覧可能な状態になったため、原告が北海道に国家賠償責任等を追及した事例において、「本件情報流出により人格権に基づくプライバシー権を侵害されたことは明らかである」としている。ただし、控訴審である札幌高判平成 17・11・11 LEX/DB28102361 は、パソコンを自宅からインターネットに接続した巡査の上記行為が国賠法 1 条 1 項の「職務を行う」にあたらないうして、請求を棄却した。

③ 東京地判平成10・1・21判時1646号102頁は、原告が、自己の氏名、電話番号及び住所を電話帳に掲載しないよう求めたにもかかわらず、被告がこれらを電話帳に掲載した事例で、「個人の氏名、電話番号及び住所といった情報は、その私生活の本拠である住居に関するものであること、現代社会においては、このような情報が当該個人の了解する範囲外の者の目にさらされることによって私生活上の平穩が害されるおそれが増大しつつある」こと等によれば、原告の氏名、電話番号及び住所は私生活上の事項であり、一般の人に未だ知られていない事柄であるから、法的に保護された利益としてのプライバシーに属する情報であると判示した。

④ 神戸地判平成11・6・23判時1700号89頁は、被告が、眼科の診療所を開設している医師である原告の氏名、職業、診療所の住所、電話番号（これらの情報は電話帳に掲載されていた）を特定のインターネット接続サービス会社の会員であれば見ることができるネット上の掲示板に掲載したという事例において、「原告の氏名、職業、診療所の住所・電話番号の電話帳への掲載は、右電話帳作成の目的及びその掲載内容に照らし、原告においてその掲載に係る個人情報の伝搬の範囲を診療所営業に関わる範囲に制限しているものである」といえ、その限りで、原告の個人識別情報は、なお私生活上の事柄としての側面を有し、「……本件のような個人情報のネット上の掲示板における公開は、それを特に眼科医による診察を希望する目的など全くない多数の者にまで簡単に目にするのできるようになるものであって、右電話帳に掲載される場合とは比較にならないほど大きな、悪戯電話や嫌がらせ被害発生の危険をもたらすおそれがあり、原告は、本件ネット上の掲示板への掲載がなされる以前に、氏名はネット上において明らかにしていたが、職業、診療所の住所・電話番号はネット上で公開したことは一切なかったことからすれば、原告は一貫して、これらの情報はネット上公開しない意思を有していたものと推認し、これらの情報は、一般人に未だ知られていない事柄に該当すべきであるとして、プライバシーとして法律上保護される利益であることを明らかにした。

⑤ 京都地判平成 13・2・23 判自265号17頁とその控訴審である ⑥ 大阪高判平成 13・12・25 判自265号11頁は、被告(市)がその管理に係る住民基本台帳のデータを使用して乳幼児検診システムを開発することを企図し、その開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイト従業員が上記データを自身のコンピュータハードディスクに不正にコピーしてこれを名簿業者に販売し、同業者がさらにインターネット上の広告掲載を通じて他に販売したという事例において、「本件データに含まれる情報のうち、原告らの氏名、性別、生年月日、住所は、……転入日、世帯主名、世帯主との続柄……これらの各情報が世帯毎に関連付けられ整理された一体としてのデータであって、原告らの氏名、年齢、性別、住所と各世帯主との家族構成までも整理された形態で明らかになる性質のもの」で、「明らかに、私生活上の事柄を含み、また、一般人の感受性を基準にしても、公開を欲しないであろうと認められる事柄であり、更には、一般の人に未だ知られていない事柄であるといえる」から、「原告らのプライバシーに属する情報であって、それは権利として保護されるべきものである」とした。

⑦ 最二小判平成 15・9・12 民集57卷8号973頁は、大学主催の講演会参加希望者が、申込みの際して記入した学籍番号、氏名、住所及び電話番号、すなわち個人識別情報を、警視庁から警備のために講演会出席者名簿を提出するよう要請を受けて、本人の同意なしに警視庁に提出した事例において、上記の個人識別情報および「本件講演会に参加を申し込んだ学生である」という情報は、「大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」としつつも、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」として、①判決の三要件に依拠せず、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となることを明らかにした<sup>2)</sup>。

---

2) ⑦判決の第一審(東京地判平成 13・10・17)および原審(東京高判平成 14・7・17)は、いずれも①判決の三要件に基づき、個人識別情報と「本件講演会に参加を希望し申

⑧大阪地判平成18・5・19判時1948号122頁は、インターネット接続サービス会社である被告の会員である原告らの住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人識別情報が、被告の顧客データベースの保有・管理業務委託先の従事者により不正取得され、外部に漏えいした事例において、上記個人識別情報は「個人の識別等を行うための基礎的な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が高いものではない」ものの、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるものであるから、これらの個人情報、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とした。

⑨東京地判平成19・2・8判時1964号113頁とその控訴審⑩東京高判平成19・8・28判タ1264号299頁は、エステティックサロンを経営する会社が、インターネット上に開設したウェブサイトにおいて実施したアンケートを通じて、原告らから提供され保守管理していた原告らの氏名、職業、年齢、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、被告にアンケートが送信された日時、アンケートに回答した内容といった個人識別情報が、被告がウェブサイトの制作・保守業務を委託している会社の管理するサーバー移設作業中に第三者が外部から自由にアクセスできる公開領域に置かれ、インターネットの掲示板を通じて漏えいしたという事例において、漏えいした情報のうち、氏名、住所、電話番号及びメールアドレス、すなわち個人識別情報は「社会生活上個人を識別するとともに、その者に対してアクセスするために必要とされる情報であり、一定の範囲の者に知られ、情報伝達の手段として利用されることが予定されているものであるが、他方で、そのような情報であっても、それを利用して私生活の領域にアクセスすることが容易になることなどから、自己が欲しない他者にはみだりにそれを開示されたくないと思えるのは自然なことであり、そのような情報

---

「し込んだ学生である」という情報がプライバシーの権利ないし利益として法的保護に値することを認めている。

がみだりに開示されないことに対する期待は一定の限度で保護されるべきもの」であり、また、職業、年齢、性別についても「みだりに開示されないことの期待は一定の限度で保護されるべき」としつつ、アンケート回答内容の漏えいと相俟って「エスティックサービスに関心があり、エスティックサロンを経営する被告に個人の情報を提供したことは、純粋に私生活上の領域に属する事柄であって、一般に知られていない事柄でもある上、社会一般の人々の感受性に照らし、他人に知られたくないと考えることは、これまた自然のことであるから、これらの情報全体がプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とした。

⑧判決は、その判旨から、①判決の三要件ではなく、⑦判決の判断基準に倣っていることが窺える。他方、⑨・⑩判決は、再び①判決の三要件に則り、個人識別情報がプライバシーとして保護される利益であることを認めているように解し得る。ともあれ、⑦判決の最高裁判旨が下級審において定着していないと評価すべきではない。というのも、⑨・⑩判決の事案において、漏えいした情報は、個人識別情報の他にエステに関するアンケートの回答内容という個人的な関心に係る私事としての性質が強い情報も含まれていたからである。こうしたことから、無断公開ないし漏えいした情報が、単純な個人識別情報のみの場合、⑦判決の定義が妥当し、個人識別情報に加え私事に係る情報が含まれている場合は、なお①判決の定義が妥当すると解すべきである。⑦判決の判断基準が、①判決の三要件に取って代わるのではなく、両者は、今後も事案ごとに使い分けられていくのではなかろうか<sup>3)</sup>。

学説においては、個人識別情報がそもそもプライバシーとして不法行為法上保護に値するものかどうかにつき争いがあり、個人識別情報は、講演会への参加などを含む何らか私事に関わる事柄と結び付けられることで、プライバシーとしての法的保護を受けることが可能になると解すべきであ

---

3) 浦川道太郎「判批・⑩判決」リマークス38号(2009年)68頁にも同趣旨の指摘がなされている。

るとする見解もある<sup>4)</sup>。確かに、個人識別情報がプライバシーとして法律上保護されることを最高裁としてはじめて明らかにした⑦判決の事案において、無断開示された個人情報、個人識別情報のみならず、当時中国の国家主席であった人物の講演会に参加を申し込んだ学生という、思想や信条といった私事に係る事柄であると評価できる情報もあり、それをも含めてプライバシーとして保護に値するとされている。それゆえ、単なる個人識別情報のみが無断開示された場合において、⑦判決の射程は及ばないと評価できる余地もあろう。しかしながら、⑦判決は、無断開示された情報について、個人識別等を行うための単純な秘匿されるべき必要性が必ずしも高くない情報であると前置きしつつも、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となることを明らかにしている。また、⑦判決以前の裁判例も、無断公開ないし漏えいした個人情報、個人識別情報のみであるか、私事に係る事柄を含む情報も含まれていたかを問わず、個人識別情報がプライバシーに係る情報であり、法律上保護される権利ないし利益であることを認めており、これを否定する先例はないことから、個人識別情報がプライバシーとして不法行為法上保護に値するものであることについて、実務上争いはないといえる。

ところで、個人識別情報がプライバシーとして法的保護に値する法的根拠として、学説においては、「自己に関する情報をコントロールする権利」の侵害であると構成する見解も有力である。この説は、1990年代中ごろから、従来「1人にしてもらう権利」という消極的権利として捉えられてきたプライバシー権が、高度情報化社会の中で人が自らの情報を管理する「自己情報コントロール権」という積極的権利に発展したと捉える<sup>5)</sup>。先例においては、②判決が、自己情報コントロール権という文言を端的に用

---

4) 浦川道太郎・前掲「判批・⑩判決」68-69頁。

5) 佐藤幸治「現代社会とプライバシー」・伊藤正巳編『現代損害賠償法講座——名誉・プライバシー』（日本評論社・1972年）61頁、『憲法（第3版）』（青林書院新社・1995年）455頁、堀部政男『現代のプライバシー』（岩波書店・1980年）。

いているのみであるが、⑦、⑧、⑨判決において、自己が欲しない他者には個人識別情報を開示されないということへの期待が保護されるべきものであるとの理由づけは、自己情報コントロール権を通じて私生活の平穩を抽象的危険から保護するための権利ないし利益と捉えることが可能であるという指摘がある<sup>6)</sup>。

## 2) 個人識別情報の無断開示ないし漏えいとプライバシー侵害

単純な個人識別情報ではなく、個人情報の無断公開がプライバシー侵害にあたり不法行為を構成することについては、⑪最三小判平成6・2・8民集48巻2号149頁が、個人の前科及び犯罪履歴に関わる事実が他人の著作において無断公表された事例において、プライバシーに関する事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するという判断基準を明らかにしている。下級審は、個人識別情報の無断公開事例においても、⑪判決の判断基準に依拠して、プライバシー侵害に該当するか否かを判断してきたようである。もっとも、⑪判決以前から、下級審においては、以下にみるように、個人識別情報が本人に無断で開示された事例において、その開示目的が正当な理由に基づくものである場合、違法性が阻却され、プライバシー侵害にあたらないとする判断基準が用いられていた。

②判決は、個人識別情報の開示目的が「正当な理由に基づくものである時には、右開示は違法性を欠くものとして、プライバシー侵害の不法行為は成立しないと解すべきであり、プライバシーの開示行為に正当な理由が認められるかどうかについては、右開示の目的、必要性、開示行為の態様、開示によってプライバシーを侵害された者の受ける不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して判断すべきである」として、本件においては、個人情報開示の目的が、原告らへのマンション管理組合総会の開催、

---

6) 前田陽一『判批・⑦判決』重判(2004年)90頁。

運営の補助、マンションの管理に関する連絡事項等を原告らに伝達するために、マンション管理委託予定会社である被告がマンション購入者である原告らの連絡先を把握する必要があったこと、また、被告がマンション管理会社となることについては、購入者全員の承諾を得ておりいわば既定の事実であったことから、個人識別情報の開示目的は正当なものであったと認定し、プライバシーの侵害、ひいては不法行為の成立を認めなかった。

③判決は、担当者の事務処理上の過誤によって、原告の個人識別情報を、原告の明示の意思に反して電話帳に掲載しこれを配布した事実は違法であり、原告が電話番号等の公表を受忍しなければならない正当な理由はないとして不法行為の成立を認めた。

④判決は、被告がインターネット上に原告の氏名、勤務先等の個人識別情報を無断で掲載した事実を、「原告のプライバシーをその意思に反して公開するもので、原告のプライバシーを侵害するものである」とし、被告が、開示した原告の個人情報を利用して利用者が原告に対していたずら電話など攻撃的対応に及ぶことを認識・予見して、故意に原告の個人識別情報を掲示したことが、プライバシーを侵害する違法な行為であるとして、不法行為の成立を認めた。

他方、個人識別情報の漏えい事例については、②判決、①判決の判断枠組みとは異なる基準で、プライバシー侵害を認めている。⑤・⑥判決は、「原告らの住民票データは、……法律上、被告によって管理され、その適正な支配下に置かれているべきものである。それが、その支配下から流出し、しかも名簿業者へ販売され、さらに不特定の者への販売の広告がインターネット上に掲載されていたこと、被告が名簿業者から回収したとはいっても、それが完全に回収されたものかどうかは不明であるといわざるを得ないことからすると、原告らの上記データを流出させてこのような状態に置いたこと自体によって、原告らが精神的苦痛を被ったと主張されている本件においては、原告らの権利侵害がなかったとは言い難い」とし、被告のシステム開発業務の再々委託先のアルバイト従業員が本件個人識別

情報の記録されたディスクを名簿業者に売却したことは、原告に対する関係で不法行為を構成するとし、被告は、再々委託先のアルバイト従業員を指揮・監督して本件データの管理に万全を尽くすことが要請されていたといふべきであり、上記ディスクの売却は、被告の事務の執行についてされたものであるとして、被告の使用者責任を認めた。

⑦判決は、個人識別情報の漏えいではなく、無断開示の事例であるが、⑤・⑥判決に近い判断基準を用いてプライバシー侵害を認めている。すなわち、大学が警察に情報を開示するにあたって、本人の承諾を求める手続をとることは容易であったのに、そうした手続を取らなかったという事実を「プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るもの」とであると評価した上で、違法な権利ないし法益侵害であることを認め、大学側の過失の評価根拠ともしつつ、不法行為の成立を肯定した。また、不法行為の成立に関連して、「……本件個人情報秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない」とし、個人識別情報の無断開示が権利ないし法益侵害であるか否かを判断するにあたり、①判決の基準に依拠しないことを明らかにしている<sup>7)</sup>。

⑧判決も、個人識別情報の漏えいにつき、電気通信事業における個人情報ガイドライン 5 条 4 項<sup>8)</sup>等に鑑み、被告は本件不正取得が行われた当

---

7) ⑦判決の第一審(東京地判平成13・10・17)および原審(東京高判平成14・7・17)は、いずれも①判決の基準を用いつつ、不法行為の成立を否定して請求を棄却した。

8) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年8月31日総務省告示第695号)4条

1 電気通信事業者は、電気通信サービスを提供するため必要な場合に限り、個人情報を取得するものとする。

2 電気通信事業者は、次の各号に掲げる個人情報を取得しないものとする。ただし、自己又は第三者の権利を保護するために必要な場合その他社会的に相当と認められる場合はこの限りでない。

一 思想、信条及び宗教に関する事項

二 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項

時、電気通信事業者として、当該情報への不正なアクセスや当該情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべき注意義務を負っていた」として、被告の個人情報の管理に関する一般的な注意義務を肯定すると同時に、「本件顧客データベースサーバーについて、そもそも必要性がない場合又は必要性のない範囲にリモートアクセスを認めることは許されず、また、リモートアクセスを可能にするに当たっては、不正アクセスを防止するための相当な措置を講ずべき注意義務を負っていた」として、リモートアクセスに関する注意義務を肯定した。そして、被告は「本件顧客データベースサーバー等のサーバーへのリモートアクセスを行うことを可能にするに当たり、外部からの不正アクセスを防止するための相当な措置を講ずべき注意義務を怠った過失があり、同過失により本件不正取得を防ぐことができず、原告らの個人情報が第三者により不正に取得されるに至ったというべきである」として、本件個人識別情報の漏えいが、不法行為を構成することを認めた。

⑨・⑩判決は、原告らが本件個人識別情報と回答内容を被告に送信した際には、「それらの情報は、適切に管理され、被告の業務に正当な範囲でのみ利用され、それ以外の目的で被告以外の者に利用されることは想定していなかったことは明らかであるから、本件情報が原告らの想定を超えて、本件ウェブサイトからインターネット上に流出したことは原告らのプライバシーを侵害するものといえる」と判示した。そして、この流出が、被告からウェブサイトの制作・保守業務を委託されている会社の従業員の過失——本件ウェブサイトのサーバー移設作業の際に、個人情報を含む本件電子ファイルをウェブサーバーの公開領域に置きながら、アクセス制限の設定をしなかったという技術的には初歩的過誤による過失——によるものであり、当該従業員に対する被告の指揮監督関係が認められるとして、被告の使用者責任を肯定した。

思うに、秘匿されるべき必要性が必ずしも高くない個人識別情報の無断開示はもとより、漏えいの場合にはなおさら、ただちに本人の名誉が毀損さ

れるわけではないので、個人情報を開示された本人と、情報開示者の権利や利益との調整が問題とならず、⑪判決の判断基準を用いる必要はない。とすれば、個人情報の中でも、個人識別情報の無断公開ないし漏えいの場合は、プライバシー侵害、不法行為の成否に関する独自の判断枠組が定立されるべきであろう。その意味で、⑦判決は事例判断であるとはいえ、個人識別情報の無断開示の場合における判断枠組の定立に寄与したものと評価でき、従来の判例・裁判例が、広義の個人情報と個人識別情報とを区別せず「個人情報」として一括りにして、プライバシー侵害、不法行為の成否に関する判断枠組を形成していた状況に一石を投じたものと位置付けられよう。

また、個人識別情報の無断開示ないし漏えいがプライバシー侵害にあるとされた②判決以外の上記判例・裁判例のすべてにおいて、民法709条の要件である権利ないし法益の違法な侵害と被告の過失が一元的に認定されている、すなわち、被告の過失の認定がプライバシー侵害の認定と重なっている。これは、民法709条の権利侵害要件が違法性に読み替えられ、そして、その違法性の有無を判断するにあたり、通説である被侵害利益の種類と侵害行為の態様を相関させる相関関係説が基礎にあり、かつ、プライバシーが、不法行為法によって保護される利益としては、生命・身体などのように絶対的なものではなく、侵害行為との相関が必要な相対的なものであることに起因するものと思われる<sup>9)</sup>。

### 3) 損 害

①判決は、「原告の電話番号等の……電話帳への掲載は原告の明示の意思に反したものであること、原告が幼い娘と二人暮らしをしている者であ」り、「原告の氏名(女性の名前)の電話帳への記載により、家庭に男性がいないことを不特定者に知られるのではないかとの不安を原告が抱くの

---

9) 吉村良一『不法行為法(第5版)』(有斐閣・2017年)83-94頁、窪田充見編『注釈民法(15)債権(8)』(有斐閣・2017年)271-297頁(橋本佳幸)。

も無理からぬことと思われ」、他方で、原告の個人識別情報が電話帳へ掲載されて以降、「原告の私生活上の平穏が具体的に害されたとの事情は窺われないこと、被告に害意ないし故意は存しなかったこと……被告は原告に対し対応策を示し、かつ、相当な経費及び労力を掛けて一応の対策を講じたこと」、その後、「原告の電話番号等の記載が存しない新年度の電話帳が配布されていること」等の事情を考慮して、原告の被った精神的苦痛に対して被告が支払うべき慰謝料は10万円とするのを相当とした。

②判決は、被告が原告の氏名、勤務先である診療所の住所と電話番号の掲示行為後、その当日及びその2日後の2日間、被告の診療所の電話に集中的に無言電話等の悪戯電話がかかり、原告の氏名を騙っての通信販売の注文行為がなされる等を受け、原告にストレス性胃炎、不眠症、筋収縮性頭痛等の症状が出現したため、本件掲示行為の3日後に内科医の診察治療を受け、その費用としての2380円と、原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料として20万円を相当とした。

⑤・⑥判決は、プライバシーの権利「侵害の程度・結果については、本件で原告らによって立証されているものは小さいと言わざるを得ない。」とするものの、「原告らのプライバシーに属するデータについて、インターネット上で販売の勧誘がされたということ自体でも、それによって不特定の者にいつ購入されて如何なる目的でそれが利用されるか分からないという不安感を原告らに生じさせたことは疑いないことである。」とし、精神的苦痛を慰藉する慰謝料は少なくとも1万円であると認めるのを相当とし、本件データの売却という不法行為と相当因果関係のある弁護士費用として原告1人当たり5000円であるとした。

⑦判決は、「二次流出があったとは認められない状況であり、その意味で、データの流出についての原告らの不安感は、さほど大きいものとは認められ」ず、「原告らの個人情報秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」としつつも、原告らが被った精神的苦痛について、被告は原告らに対して損害賠償責任を負うとし、被告が「顧客情報の社外流出に

ついて発表を行い、不正取得されたことが確認できた顧客に対してその旨連絡するとともに、本件サービスの全会員に500円の金券を交付するなどして謝罪を行う一方、顧客情報についてのセキュリティ強化等の対策をとっていることといった本件に現れた一切の事情を考慮すると、Xらの精神的苦痛に対する慰謝料としては1人あたり5000円と認めるのが相当」であり、被告の「不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は1人あたり1000円と認めるのが相当」であるとした。

⑧・⑨判決は、流出した情報に、個人識別情報のみならず、私事に係るアンケート回答内容も含まれていたことから、一般人の感受性を基準にしても、秘匿されるべき必要性が高いと評価し、また、流出した情報が、「インターネット上で公表された特定の URL を入力することで誰でも自由に閲覧することができる状態に置かれ、実際に、閲覧した第三者によってインターネット上に流出し、その結果、掲示板に掲載されて、性的興味の対象とされたり、興味本位の書込みがされたり、アプリケーションソフトを利用することで検索が可能な情報としてファイル交換ソフトによって広範囲に流布したりしたものであり、被告がプロバイダに対する協力依頼や発信者情報開示請求訴訟を提起する措置を講じたにもかかわらず、完全にこれを回収することは困難な状況にある。」という事情に照らし、「自己の個人情報が社会に広く流布し、場合によってはそれが悪用されるのではないかとの原告らの不安は大きく、原告らが本件情報流出事故により被った精神的苦痛は決して軽視できるものではない」と評価し、「……本件情報流出事故の発生以後に、いわゆる迷惑メールが送信され、ダイレクトメールが送付され、悪戯電話がかかるなどして」おり、「本件情報の性質、本件情報流出事故の態様、実際に二次流出あるいは二次被害があること」から、原告らの精神的苦痛を慰藉するには、被告に対し、原告ら一人当たり各3万円の慰謝料の支払いを命じ、原告1人当たり5000円が、本件情報流出事故と相当因果関係にある損害と認めるのが相当であるとした。

先例において、個人識別情報の無断開示ないし漏えいにより、悪戯電話

がかかってきたり、通販の勧誘メールが送られてくる等の二次被害が生じた場合に損害が認定されている一方、二次被害が生じておらず、不安感を抱いたというだけでも精神的損害を認定していることが特徴的である。とりわけ、⑦判決は、個人識別情報の開示による具体的な不利益の不存在について、結論を左右するに足りるものではないとしていることから、最高裁も、二次被害等の実害がない場合であっても損害を認定し得るという立場に立っていると思われる<sup>10)</sup>。

### 3 検 討——本判決の位置づけと問題点

#### 1) 個人識別情報とプライバシー

本判決は、第一審および原審が、本件個人識別情報がプライバシーに係る情報であり法律上保護される権利ないし利益であるか否かについて何ら判断せず、「プライバシー」という表現さえ用いていないのに対し、⑦判決において「学籍番号、氏名、住所および電話番号が、……プライバシーに係る情報として法的保護の対象になる」と判示された部分を引用して、本件個人識別情報がプライバシーに係る情報として法的保護の対象になることを明らかにした。

⑦判決は、結果的には、個人識別情報のみならず、私事に係る事柄であるとも評価しうる個人情報をも含めて、プライバシーとして保護される法益であると認めているが、判旨から、個人識別を行うための単純な情報が、それ自体でプライバシーに係る情報として法的保護に値するとしてい

---

10) ⑦判決の差戻審である東京高判平成16・3・23判時1855号104頁は、「本件個人情報の開示が不法行為を構成するのは、早稲田大学が本件個人情報の開示についてあらかじめ控訴人らの承諾を求めることが困難であった特別な事情がないのに控訴人らの同意を得ることなく開示をしたからであって、本件個人情報の開示自体には本件講演会の警備等の正当の理由があり、開示された個人情報も秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものとはいえないものであったことに照らすと、早稲田大学が行った本件個人情報の開示が違法であることが本件訴訟において肯定されるならば、控訴人らの被った精神的損害のほとんどは回復されるものとも考えられる」等として、損害額について、原告1人につき慰謝料5000円が相当であるとした。

る。したがって、本判決は、⑦判決を踏襲するものであり、⑦判決の射程は、本判決が出されたことにより影響を受けない。個人識別情報をプライバシーにかかる被保護法益とすることは、先例の流れにも沿い、妥当である。

ただし、本判決はもとより、先例が、個人識別情報がプライバシーに係る情報であり法的保護に値することを認める際、「個人情報」と表現していることは改めるべきである。先例は、私事に係る事柄であり、事柄によっては名誉が毀損されるおそれのある個人情報と、個人識別情報を区別せず、いずれも「個人情報」としている。その理由は、先例において、個人識別情報が被保護法益であるかどうか判断する際、①判決の三要件が用いられていたことに鑑みると、個人識別情報が、従来、単に個人を識別するための秘匿性が高いとはいえない情報であると考えられていたことから、不法行為法上保護するためには、個人識別情報を私事にかかる事柄である個人情報概念に取り込むことが妥当であるとされたからであろう。また、旧個人情報保護法2条1項において、「個人情報」が、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと定義されていたことも、少なからず影響しているものと思われる<sup>11)</sup>。

しかし、⑦判決以降、そして、本判決において、個人識別情報がプライバシーに係る情報として法的保護に値する理由づけが①判決の三要件に依拠されなくなり、また、権利ないし法益侵害といえるか否かについても⑪判決で打ち出された判断基準が用いられていないことに鑑みると、不法行為法上の「個人情報」と「個人識別情報」とは、性質を異にするものであると評価することが妥当であり、厳格に区別すべきである。さらにいえば、⑦判決、本判決の判断基準は、①判決の三要件、⑪判決と比較して、

---

11) 2017年5月30日より施行された、現行個人情報保護法2条1項においても、個人情報の概念そのものは旧法と変わらない。同条項における「個人情報」は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる個人識別符号を除く氏名等の記述により特定の個人を識別することができるもの、または、個人識別符号により特定の個人を識別することができるものと定義されている。

不法行為が成立しやすくなり、個人識別情報の無断開示ないし漏えいは、私事にかかる事柄の無断開示ないし漏えいよりも保護されやすくなると評価できる。個人識別情報は、もはや、単に個人を識別するだけの情報であり必ずしも秘匿性が高くないとはいえない。

## 2) 個人識別情報の無断開示ないし漏えいとプライバシー侵害

本判決は、第一審がYの過失を、原審がXらの損害の発生をそれぞれ認定できないことから不法行為の成立を否定し、個人識別情報の漏えいがプライバシー侵害にあたるか、すなわち、権利ないし法益侵害要件を充足するかについて判断しなかったのに対し、本件個人識別情報が漏えいしたという事実関係から、プライバシー侵害を認めた。

すでに指摘したように、先例においては、被告の過失が認定されることによって、プライバシー侵害を肯定するという法律構成が採られていた。この点、本判決の第一審および原審は、被告の過失の有無について判断するまでもなく不法行為が成立しないとしたため、権利ないし法益侵害の有無については問題とならなかった。

本判決は、個人識別情報の漏えいを、被告の過失や損害の認定と関連付けずにプライバシーの侵害であると肯定している。事例判断であるとはいえ、主張立証が十分に尽くされず認定事実が詳細ではない状況で、先例の流れとは異なり、個人識別情報が漏えいしたという事実のみをもって、権利ないし法益侵害すなわち違法性を認定しているのである。本判決が引用する⑦判決が、個人識別情報をプライバシーにかかる情報として法的保護の対象であると認め、本人の同意なしに無断開示されれば違法であるという法的構成を採っているからであろう。

ただ、もう1つの理由を、本件において漏えいした個人識別情報の捉え方が、最高裁と原審とで異なっていることに求めることはできないだろうか。すなわち、原審において、本件個人識別情報は「Xの氏名、郵便番号、住所、電話番号およびその家族である未成年者の氏名、性別、生年月

日」と認定され、未成年者である子の個人情報、親であるXの個人情報のひとつとして位置付けられている。他方、最高裁は、本件個人識別情報を「Xの子で未成年者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所及び電話番号並びに子の保護者としてのXの氏名といったXに係る個人情報」と認定し、未成年者である子の個人情報、親であるXの個人識別情報とは区別されており、かつ、未成年者である子の個人識別情報が主体となっているのである。こうしたことから、最高裁は、未成年者の個人識別情報の要保護性を重視し、個人識別情報の漏えいという事実から直ちに違法性を認定したと評価することも可能であろう<sup>12)</sup>。

また、本判決は、民法709条の要件に鑑みれば、権利ないし法益侵害があったといえるかについて、過失判断とは切り離して二元的に判断していることから、条文の文理解釈に忠実な判断をしており、妥当である<sup>13)</sup>。

しかし、本判決が、原審における認定事実が不明瞭な事案において、事例判断としてプライバシー侵害すなわち違法な権利ないし法益侵害を認定したことについては問題がある。個人識別情報の漏えいという事実のみから、なぜプライバシー侵害であると評価できるのか、⑦判決を引用するのみならず、その根拠を明確にすべきである<sup>14)</sup>。

---

12) 高松志直「本件判批」NBL1109号(2017年)22-23頁も、漏えいした個人識別情報の事実認定が最高裁と原審において異なっていることを指摘し、この差異が損害の有無およびその程度の評価に影響を与える可能性があるとしている。また、漏えいした個人情報の内容に未成年者の住所等の情報が含まれることから、その要保護性に着目した判断が行われるかどうか一つの論点になると指摘する。

13) 筆者は、不法行為の要件は、侵害された利益に対する社会的評価を判断する要件としての権利侵害または法律上保護される利益の侵害と、行為態様に対する評価である故意・過失に分けられるとしつつ、通説が違法性の中に取り込んでいる侵害行為の態様は、故意・過失要件に含まれるとする立場を採る。この立場につき窪田充見『不法行為』(有斐閣・2007年)80頁以下等。

14) この点、千葉恵美子「本件判批」重判(2018年)78頁は、個人情報に関するデジタルデータの漏えい・流出について個人情報の提供を受けた者が民事上の責任を負担するかどうかは、むしろ自己情報のコントロール権の保護と個人情報に関するデータを利活用しようとする者の事由をどのように調整するのかという観点から検討すべきであるとする。➤

### 3) 損 害

本判決は、精神的損害の有無及びその程度について審理を尽くさせるため原審に差し戻しており、本件事案における損害を認定していない。しかし、原審が「……不快感等を超える損害の発生についての主張、立証がされていないということのみから直ちに……請求を棄却すべきものとした」ことに、法令解釈を誤った違法があると評価していることから、本判決は、個人識別情報の漏えいによる二次被害等の損害が現実に発生せず、不安感のみを抱いた場合であっても損害を認定できる可能性があるという立場を明らかにしたと評価することができる<sup>15)</sup>。この点は、すでに触れた先例の流れに沿うものである。

一見すると、何ら問題はないが、先に指摘したように、本判決は、先例とは異なり、権利ないし法益侵害があったといえるかについて、過失判断とは切り離して二元的に判断しているため、従来よりも権利ないし法益侵害が広く認定されやすくなり、ひいては、個人識別情報の漏えいにおいて、不法行為が容易に成立しやすくなる可能性が高くなるであろう。とすると、個人情報の漏えいにかかる訴訟の頻発が危惧される。こうしたことから、今後は、従来のように、原告が不快感や不安を生じたというだけで損害を認定するのではなく、本判決の原審のように、不快感や不安を超える損害が認定できなければならないとするほうが妥当ではなかろうか。

この点、本件事案と関連する個人識別情報漏えい事件の1つで、被害に遭った顧客ら約180人がY社と関連会社に対して計1748万円損害賠償を求

---

∨そして、このような観点からは、個人情報保護法において個人情報取扱事業者に「個人情報」の利用目的をできるだけ特定させ（同15条1項等）、目的外利用を原則として禁止し（同16条1項）、取得に際して事前事後の利用目的の講評・通知を求めており（同18条1項）、また、要配慮個人情報（本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する情報）の場合（同2条3項）、第三者に個人情報を提供する場合（同23条）にも原則として本人の同意が必要になるとする考え方が参考になるとする。

15) 本村健＝吉原朋成＝富田雄介＝佐藤喬城＝上西拓也＝鈴鹿祥吾「本件判批」商事法務2156号（2018年）52頁にも同趣旨の指摘がある。

めた訴訟において、東京地判平成 30・6・20 (判例集未登載) は、Y 社と関連会社が個人識別情報の漏えいについて十分な対策や監督を怠った点に注意義務違反があるとして過失を認定しつつも、氏名や住所などの情報が思想信条や性的指向などの情報に比べ、他者にみだりに開示されたくない私的領域の情報という性格は低いとし、原告側に個人識別情報の漏えいによる二次被害等の実害が生じていないことと、Y 社が原告側に対しおわびの文書と 500 円相当の金券を配布したことなどを考慮して、原告側の請求を棄却している<sup>16)</sup>。個人識別情報の漏えいについて、二次被害の有無にかかわらず原告側の精神的損害を認めてきた先例の流れとは異なる判断であり、本判決の差戻審を含む今後の下級審の動向が注目される。

**【追記】** 校正時に、加藤新太郎「本件判批」現代民事判例研究会編『民事判例 17・2018 年前期』（日本評論社、2018 年）110 頁に接した。

---

16) 朝日新聞 DIGITAL・<https://www.asahi.com/articles/ASL6N5QCBL6NUTIL042.html> (最終アクセス 2018 年 9 月 28 日・脱稿日)。